

# 植民地期ハノイにおける街区の住民

——1930年代の小商工業者層を中心に——

おか だ とも かず  
岡 田 友 和

## 《要 約》

本稿は、植民地期ハノイの社会構造を、街区とその住民の構成の特徴において考察することを目的とする。住民の構成については1930年代の小商工業者層を中心に論じた。

まず植民地期ハノイの都市的特徴を行政区画、景観、人口から捉えた。次にその社会構造の一部分を商工業者層の制度的位置や職業分類・就業人口・地理的分布の状態から明らかにした。ここではおもに1930年代を分析対象とし、この時期に作成された商業会議所選挙人名簿や商業登記簿の史料を利用した。最後に、社会構造の動態的な側面をみるために、1937年初めに起こった労働者ゼネスト運動を事例に、そこでの小商工業者層の対応を眺め、その社会的性格や動向について考察した。都市計画によらない「すみわけ」とそれによって生じた問題、あるいは「坊」の名残の存在を指摘し、これと民主戦線期における大衆団結との関連を仮説的に論じた。

はじめに

- I ハノイの街区と住民
- II 商工業者の住民構成
- III 小商工業者層の実態と動向  
おわりに

## はじめに

本稿は、植民地期ハノイの社会構造を、街区とその住民の構成の特徴において考察することを目的とする。住民の構成については1930年代の小商工業者層を中心に論じる。

当該時期のハノイはフランス植民地支配の下にあった。ハノイは、1888年にフランスの直轄領となり、20世紀初頭に総督府を頂点とし

た植民地機構が確立されると、ベトナム（トンキン、アンナン、コーチシナ）、ラオス、カンボジア、広州湾租借地から構成される仏領インドシナ連邦の首都となった。ハノイには植民地機構の主要な行政官庁が置かれ、それにともない官吏など多くのフランス人が居住することになった。彼らはすぐに「進歩の触手」を伸ばして都市インフラを整備し、近代的な科学技術や教育制度を導入した[ヘッドリク 2005]。市内の新しい街区には西洋式建築の庁舎、邸宅、商店、工場、病院、学校などが建設され、そこはやがて「フランス人街」(Ville française)と呼ばれるようになった。その他の街区は、おもに現地人居住区として既存の都市構造を改造、拡張

しながら発展し、市内の北東部にある「旧市街」などはほぼ手つかずのまま残された。「フランス人の飛び地のような新市街区と、現地人のための旧市街区の両方が分立共存した街」[高田 2005, 443]、それが仏領インドシナの首都ハノイの姿であった。

では、このように「フランス人街」と「旧市街」が分立共存した植民地期のハノイには、一体どのような社会が形成されていたのだろうか。その社会構造を明らかにするためには、ハノイがどのような都市的特徴をもっていたのか、そしてそこにどのような人びとが居住していたのか、少なくともこの2点についての考察が必要となる。

まず、ハノイ固有の商業都市的特徴を考慮しなければならない。ハノイは、元来、紅河デルタで産出される農村手工業品の一大集散地としての機能をもつ城下町であった[高田 2005, 443]。とくに旧市街は、狭い路地に多種多様な店が軒を連ねた独特な雰囲気をもつ街区であった。そのいくつかの通りには、炭、錫、綿、皮などといった商品の名前がつけられていたが、これは王朝時代にハノイの外から来た移住者たちが、同郷の同職者ごとに道路に沿って店を連ねて集住する坊(phường)と呼ばれた共同体の名残であった。現在は、通りにつけられた名前と売っている商品が違う場合が多いが、同じ商品を扱う店が軒を連ねる光景は往時を偲ばせ、今や観光スポットの拠点として街区の全体が重要な観光資源になっている[住村 2003, 154]。

植民地期ハノイの商業都市的特徴については、たとえば、1920年代に旧市街の両替通りに軒を連ねた宝石商に坊の名残があったと指摘されるが[Papin 2001, 184]、その全容が完全に明ら

かにされたわけではない。植民地期のハノイの社会構造の解明は、フランスによるインドシナ植民地支配の実態の把握にかかっている。近年の研究では、インドシナ総督府による諸政策の展開が政治、教育、医療などのテーマ別に論じられ、その支配方法の実態が明らかになってきた[Monais-Rousselot 1999; Bezançon 2002; Morlat 2005]。また、経済史の研究分野では、インドシナ(アジア)におけるフランス帝国主義のあり方をめぐり、現地の銀行、金融、企業の役割が注目されてきた[権上 1985; Vorapheth 2004; 篠永 2008]。だが、これらの研究はいずれもフランス政府やインドシナ総督府の視点からインドシナ全体について記述され、その分析は都市のミクロな領域の実態把握までには及んでいないのが現状である(注<sup>1</sup>)。唯一、パパンが社会史的手法により、おもに市行政文書を用いて植民地期ハノイの社会・経済の構造を明らかにしようと試みているが[Papin 2013]、まだ全体的な把握には至っていない(注<sup>2</sup>)。

植民地期ハノイの都市研究は、建築学や都市工学の分野に加え、その他の植民地の都市研究の成果も取り入れながら多角的に対応する必要がある。「そこにどのような人々が居住していたのか」という設問は、住民構成のみならず、都市の空間構成や制度的な枠組み、住民の間の社会的・文化的関係のようなさまざまな問題を含んでいる。一般に、インドシナにおいて「ヨーロッパ人」と「現地人」が同一街区に住むことは稀であったと語られる[Pouille 2001, 124]。しかし、パパンによれば、1920年代のハノイでは一部の富裕なベトナム人や華人が「フランス人街」に居住し、そこでは「民族的帰属というより社会的地位や財産の水準によっ

て差別が生じていた」という [Papin 2001, 247-248]。これは、ハノイの社会構造の一部に言及したにすぎないが、その指摘は、フランスの植民地都市に共通の特徴を捉えるうえで重要である。仏領アルジェリアの都市について論じた工藤は、「これまでの帝国史研究は領域的な支配の内実をやや単純にとらえてきた」とし、アルジェリアの都市では、『『ヨーロッパ』と『非ヨーロッパ』とのあいだに境界線を引き、他者とのあいだに非対称な関係を築くという思想がもっとも強烈であったはずの19世紀に、二項的な整理が徹底されることはなく、錯綜が集積されていった」 [工藤 2013, 298] と述べているが、これと同様の「錯綜の集積」は、仏領インドシナの都市にもあったと考えられる。

ところで、本稿は1930年代の小商工業者層を中心的な分析対象として植民地期ハノイの社会構造を考察しようとする。その理由は、小商工業者層がハノイの社会構造の重要な部分を構成してきたからである。その存在は、植民地都市における制度的・社会的な位置や役割という観点からも注目されるべきである。なお、1930年代は植民地社会が成熟すると同時に未曾有の経済不況を経験した時期であり、その社会構造の変容を捉えようとする場合には格好の分析対象となる<sup>(注3)</sup>。また、本稿の課題と視点は、ベトナム近現代史の研究領域に新しい知見を与えよう。とりわけインドシナ民主戦線期(1936～39年)の大衆運動史研究に接点を見出す。同テーマでは、労働者階級の動向や役割に注目したチャン・ヴァン・ザウやカオ・ヴァン・ビエンなどの研究があり、この時期の労働者社会の状況を知るうえでは参考になる [Trần Văn Giàu 1962; Cao Văn Biền 1979]。インドシナ民主戦線

期は、インドシナ共産党の政策路線により、ベトナムのあらゆる社会階級が大衆運動の実現のために団結した時期として知られるが<sup>(注4)</sup>、その実態——とくに労働者階級と中産階級の関係——はほとんど明らかにされていない。ベトナムの諸企業については、トンキンを中心に、その類型や数的変遷、従業員数などがまとめられているものの [Cao Văn Biền 1998]、ハノイの街区における小商店主や小工場主の状況までは触れられていない。本稿では、植民地期ハノイの社会構造をその動態の側面からも探るために、民主戦線期の大衆運動における街区の小商工業者層の動向に注目してみたい。

本稿と同様に商工業者層を扱うテーマでは、日本帝国主義の植民地都市史研究が大きく進展している。そこでは都市の階層構成や経済構造を分析する経済史的手法を軸に、商工業者の慣行、役割、社会運動など文化史・政治社会史の視点から都市の形成、発展、変容を明らかにし、そのうえで日本帝国主義の性格や実態を浮き彫りにしている。とくに大連の日本人商工業者の動向を論じた柳沢 [1999]、京城における小売業の動態に焦点を当てた平野 [2013]、日本植民地統治下で朝鮮人商人が都市経済の中心を担った事例として開城を取り上げた梁 [2013] などの研究は、ハノイの事例との比較において重要な対象となる。

以上の問題意識をふまえ、本稿では、まず植民地期ハノイの都市的特徴を、行政区画、景観、人口から捉える。次に、その社会構造の一部分を小商工業者層の制度的位置や職業分類・就業人口・地理的分布の状態から明らかにする。ここではおもに1930年代を分析対象とし、この時期に作成された商業会議所選挙人名簿や商業

登記簿の史料を利用する。最後に、社会構造の動態的な側面をみるために、1937年初めに起こった労働者ゼネスト運動を事例に、そこでの小商工業者層の対応を眺め、その社会的性格や動向について考察する。

本稿では、フランスの国立海外領文書館 (Archives nationales d'Outre-mer: ANOM) に所蔵されたインドシナ総督府 (Gouvernement Général de l'Indochine: GGI) の旧史料群 (Anciens Fonds: AF) とトンキン理事長官府 (Résidence Supérieure au Tonkin: RST) の新史料群 (Nouveaux Fonds: NF) およびベトナムのハノイ国家第I文書館 (Trung Tâm Lưu Trữ Quốc Gia I-Hà Nội: TTLTQG-I) に所蔵されたハノイ市史料群 (Fonds de la Mairie de la ville de Hanoi: FMH) の未公開行政史料をおもに利用した。引用史料の出所は略称で、文書館、史料分類、史料群、請求番号の順に表記した (例: ANOM, GGI, AF, 16950)。引用史料の性質については、注または文献リストにその具体的な情報を原語で記載した。そのほかに同時代の研究書や報告書類などを参照した。

## I ハノイの街区と住民

### 1. 区画

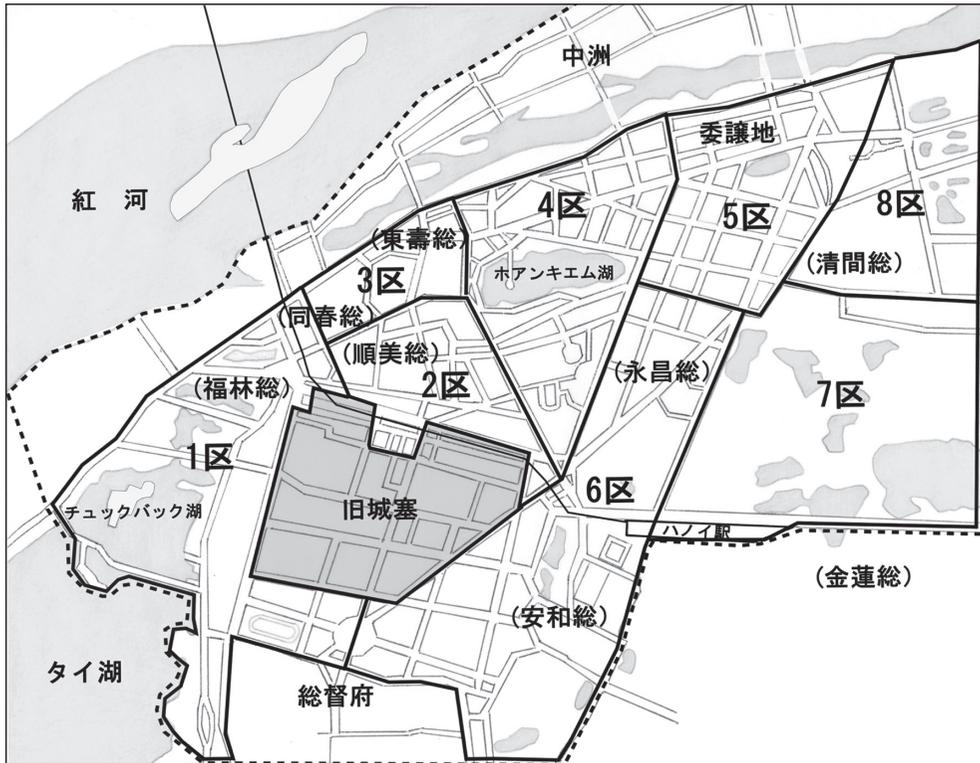
ハノイの建都は9世紀に遡るが、その植民地期までの変遷については先行研究に詳しい [高田 2005, 424-425]。ここでは、ハノイが1831年の阮朝期・明命帝の治世に、行政上、一地方の省 (tỉnh) に位置づけられたことを確認しておく。この時期、省は複数の県 (huyện), 県は複数の総 (tổng), 総は複数の坊や村 (thôn) などから成った。ハノイ省は、壽昌県 (huyện Thọ Xương) と永順県 (huyện Vĩnh Thuận) の2つの

県から成り、壽昌県は8つの総と115の坊と村から成った。つまり、ハノイは地方自治体の一都市とはいえ、その実態は複数の坊や村から形成されたいわば「都市的な村」であった [Papin 2013, 16]。

ハノイは1888年にフランスの直轄領となったが、すでに1886年からフランス人市長を首長とする市行政 (Municipalité) の管轄とされており<sup>(注5)</sup>、1904年には8つの区 (quartiers) に区画された [GGI 1905, 19-24] (図1)。区画は比較的大きな通りを境界として詳細に決められ、これによりハノイの市域が定まり、その区域と市域の境界と面積は1945年まで変わらなかった。なお、ハノイ市当局は1899年に郊外を行政的に管轄する「郊外地帯」(zone suburbaine) を設定したが、これは郊外の拠点となる村の政治的・経済的な重要性の低さから1912年に廃止されている。「郊外地帯」は、1942年に阮朝のバオ・ダイ帝が再びその設置を提案したが、実現されなかった [ANOM, GGI, AF, 53797]。

ハノイ市当局は、1904年の区画の根拠について具体的な理由を述べていない。しかし、それは無秩序に定められたものではなく、少なくとも阮朝期以来の既存の行政単位に基づいて再編されたと考えられる。すなわち、壽昌県の福林 (Phúc Lâm), 同春 (Đồng Xuân), 順美 (Thuận Mỹ), 東壽 (Đông Thọ), 永昌 (Vĩnh Xương), 安和 (Yên Hòa), 金蓮 (Kim Liên), 清間 (Thanh Nhân) の各総が1904年の各区域に相当していた [VNCHN 2010, 265-369]。なお、ハノイ市で最初の市議会議員になった6人の現地人は、福林, 同春, 順美, 東壽, 安和, 永昌の各総の代表として選出されている [GGI 1905, 7]。また、植民地当局は、各総のランドマークとなってい

図1 19世紀の総と植民地期の行政区画



(出所) Atlas Colonial [1915] より筆者作成。

た寺社や石碑を1906年に保存対象の歴史モニュメントに指定しており[ANOM, GGI, AF, 16917], これも区域の画定に関係があったと考えられる(表1)。

植民地期以降, 市内には現地人の「街区長」(chef de quartier)と, 阮朝期以来の吏員であった「舗長」(phó trưởng; chef de rue)が置かれ, これらは担当の区と通りの衛生管理や夜警, 徴税補助などの業務を請け負った[GGI 1905, 24]。「街区長」と「舗長」は, 基本的には無報酬の名誉職であったが, 住民の選挙と市長の承認によって選ばれたので, 市行政の吏員とみなされていた。「舗長」は通りごとに選出され, その数は当時の通りの数とほぼ同じの300人以上に

及んだ[TTLTQG-I, FMH, E.-90-31]。こうした行政末端組織の整備により, 植民地期ハノイの区と通りは境界に関する住民の社会認識も構築しながら定められたのである。

## 2. 景観

以下では, 植民地都市ハノイの景観について, 街区ごとにその特徴を概観する(図2)。ここで紹介する建造物について, 建築年がわかる場合には名称の後のかっこ内にその年を示した。

### ① 1, 2, 3区

いわゆる「旧市街」である。当時のフランス人からは「現地人街」(Ville indigène)と呼ばれていた。「旧市街」は伝統的に商業が活発な街

表1 19世紀の総と植民地期の区および歴史モニュメントの位置関係

総	位置	区	区内の歴史モニュメント
福林	旧市街北部	1区	ホエニヤイ寺 (chùa Hòe Nhai) 石碑
順美	旧市街西部	2区	花祿神社 (đình Hoa Lộc)
同春	旧市街北東部	1, 3区	東河門 (Đông Hà Môn)
東壽	旧市街東部	3区	白馬祠 (đền Bạch Mã)
永昌	旧市街南西部	4, 6区	李國師祠 (đền Lý Quốc Sư), 玉山祠 (đền Ngọc Sơn)
安和	南西部	6区	文廟 (Văn Miếu)
金連	南部	7区	—
清間	南東部	5, 8区	二徴祠 (đền Hai Bà) 石碑, 或隆祠 (đền Hàm Long) など

(出所) ANOM, GGI, AF, 16917および VNCHN [2010] より筆者作成。

図2 植民地期ハノイの街区構成



(出所) Madrolle [1932] より筆者作成。

区であった。17世紀において、ハノイは“昇龍” (Tăng Long) または俗名で“市場の人々の町” (Kê Chợ) と呼ばれていたが、西洋から来た旅行者の目には驚くほど大きにぎやかな商業都市に映っていたという [Papin 2001, 171]。この頃すでに王城の東側に「旧市

街」が形成されており、出身地を同じくする人々が共同体を形成して同種の手工業や商業を営んでいた<sup>(注6)</sup> [Nguyễn 2002, 123]。

冒頭で述べたように、このような共同体は坊と呼ばれた。坊は朝廷よりその技術について特権を与えられ、やがて村や社と同様に行政単位

のひとつとして数えられるようになった。19世紀において、坊の中心部は「舗」(phó)と呼ばれ、「舗」には「波止場」や「水路」の意味があった。「舗」には「通商活動」という意味もあり、やがて「通り」という意味に変わっていったという。19世紀に翻訳家チュオン・ヴィン・キーは、「この都市にはかつて36の通りと坊があった」と記録している [Nguyễn 2002, 93-94]<sup>(注7)</sup>。

植民地期以降、「旧市街」内につくられたおもな公共建造物は、1区の給水塔(1888年)と2区のドン・スアン市場(仏語名グラン・マルシェ, 1889年)があった。2区と3区の主要な通りの位置は植民地期を通じてほとんど変わらない。ただ、1873年から1920年までに植民地行政の地理局などによって作成された地図には、主要な通りの間に沼や池、用途不明の区画が多くみられ、1920年以降の地図ではこれらが整備されて細い通りに変わっている [Pham 1916; Babonneau 1936; Aubé 1911; 1925]。また、1区は、通りの大部分が1918年以降につくられており、チュックバック湖周辺の沼や池が埋め立てられてできた新しい街区であったことがわかる。

#### ② 4, 5, 6区

ホアンキエム湖南東の紅河岸にフランスの「<sup>コンセシオン</sup>委譲地」が設けられたのは1873年のことである。そこから西に向かって一本の新しい通りがつくられ(ポール・ベール通りとボルニス・デボルド通り)、それは途中で北に折れて昇龍城の中を貫通した(ピュジニエ大通り)。「旧市街」の西側にあった昇龍城は1894年以降に取り壊されており、この「<sup>シタデル</sup>旧城塞」の跡地はおもに軍の施設として再利用された。その一角には、総督官邸(1907年)や植物園、<sup>ヴィラ</sup>庁舎、邸宅、中等

学校、教会がつくられた。同様に「<sup>コンセシオン</sup>委譲地」の周辺にも、<sup>ヴィラ</sup>庁舎や邸宅に加えて劇場(1911年)、病院、研究所、デパート、商店街、銀行がつくられた。これらはいわゆる「フランス人街」となったが、その景観において同じ特徴もつ区は、「<sup>コンセシオン</sup>委譲地」周辺の5区、ホアンキエム湖周辺の4区、「<sup>シタデル</sup>旧城塞」周辺の1区西側、6区の北側と「ハノイ駅」(1902年)の東側があった。「ハノイ駅」の東側には、裁判所(1906年)や中央刑務所(1899年)などの公共建造物のほかに、雲南鉄道会社の本社が置かれていた [Madrolle 1912, 10-18]。なお、「ハノイ駅」西側の文廟周辺は、1920年代以降に形成された新しい街区で、6区に含まれ、すぐ北側には総督府周辺の「フランス人」街があったが、おもに現地人用の居住区とされた。

#### ③ 7, 8区

ハノイ市の南側(164号道路, 202号道路, 222号道路)と西側(マンダリン街道)の境界線に接している。トラムウェイ線路の走るフエ街道を境に西側が7区、東側が8区となった。7区のティエンクアン湖周辺は、1902年に植民地博覧会の会場とするために更地にされ、その後、土地区画整理が行われた [ANOM, GGI, AF, 6329]。8区は、墓地や蒸留酒工場などの用地に利用されていた。全体的に沼地の多かった7, 8区は、既存の村落を合併などして再編しながら少しずつ開拓され、やがて現地人のための「新市街」となった。その道路の多くはおもに1920年代以降に整備され、7区のバイマウ湖周辺などは1930年代になってようやく区画整理が行われた [TTLTQG-I, FMH, E.9-361]。

### 3. 国籍と人口

植民地当局は1890年代からハノイ市の国勢調査を行っており、1936年の調査では、次のような国籍別に人口を集計している [TTLTQG-I, FMH, D.88-3278]。

- (1) 「フランス人」：市民、旧植民地出身者、嫡出混血児、帰化現地人
- (2) 「ヨーロッパ籍外国人」：①アジア人（インド人、オセアニア人、日本人、フィリピン人）、②アメリカ国籍、③アフリカ国籍、④その他のヨーロッパ国籍
- (3) 「特殊身分の外国人」：華僑、シャム人
- (4) 「フランス臣民およびフランス保護民の現地人」：①安南人（安南人、明郷、コーチシナ人、ヌン族、マンシン族、ガーイ族）、②ターイ族（白ターイ族、黒ターイ族）、③その他のターイ族（マン族、ムオン族、メオ族、ロロ族）、④ラオス人

その人口は、フランス市民4669人、フランス帰化人1275人、インド人492人、日本人53人、アメリカ国籍3人、その他のヨーロッパ国籍99人、華僑4008人、シャム人3人、安南人13万6833人、明郷313人、コーチシナ人364人、ラオス人9人、合計14万8633人であった。なお、ハノイの人口推移は、現地人が1890年2万1076人、1921年6万8709人、1936年13万7510人、フランス人が1896年806人、1913年1922人、1936年5944人であった [TTLTQG-I, FMH, D.88-3260, D.88-3272, D.88-3278]。

1939年に作成された下水道整備計画地図資料では、ハノイが4つの街区に分けられ、それぞれの面積、人口、人口密度が示されている [Fayet 1939, 27]。その詳細は、(1)1区の東側：59ヘクタール、人口7650人、(2)2、3区およ

び4区ホアンキエム湖西側：128ヘクタール、人口5万7000人、(3)1区西側の総督府周辺・4区ホアンキエム湖東側・5区および6区のハノイ駅東側：376ヘクタール、人口2万6250人、(4)6区ハノイ駅西側と7、8区：382ヘクタール、人口5万9210人であった。これら4つの街区は、その景観の特徴から前述の3つの街区のタイプに分類される。すなわち、(1)と(2)が「旧市街」、(3)は「フランス人街」、(4)は「新市街」であった。これらの面積と人口は、ハノイの南西部と西部にあたる「新市街」が最大であったが、人口密度は、北東部の「旧市街」とりわけ2、3区が最大であった。逆に、「フランス人街」の人口と人口密度は他の街区に比べ最も低かった。

以上、ハノイの街区構成を「旧市街」、「フランス人街」「新市街」の3つに分けて示したが、これらの街区はいずれも地続きであり、それぞれ分断・隔離されていたわけではなかった。インフラの整備状況に差があったわけでもなかった。上下水道網とトラムウェイ路線網は1900年代初めに、電線網は1920年代に全域に整備されており、紅河岸には堤防も築かれていたが、その外側に隣接する中洲にはジャンク船などの波止場があって、この一帯もハノイの市域に含まれていた [GGI 1905, 78-79, 81-82; ANOM, RST, NF, 2670]。インドシナの都市は、衛生管理上、基本的に「ヨーロッパ人街」と「(貧しい)現地人街」を離して設計されるはずであったが [Wright 1991, 222]、1923～28年にインドシナの都市計画を任されたエルネスト・エブラール (Ernest Hébrard) は、その点について次のように述べている。

「すべてのヨーロッパ人街は生活のために

現地人街を必要とする。そこは不可欠な使用人や商品、労働者を提供してくれるからである。私たちの近代的街区は、地図上に境界線は引かれていないが実はブルジョワ街区からは離れていて、商店街区や労働者居住区に隣接しており、本質的にそれらの街区と調和している」[Hébrard 1932, 279]。

エブラールは、1928年にハノイの都市改造計画を提案し、当時流行していたゾーニングを駆使した都市計画図案を提出しているが、それは財政的な理由から実現されなかった[Hébrard 1928, 8]。建築学や都市工学の研究分野では、ハノイは19世紀末～20世紀初頭に行われたインフラ整備によって「異なる街区同士が『糊付け』され、その境界部分は『触媒』の役割を果たした」と指摘されている[Nacinovic 2001, 170]。また、随筆家のタック・ラムは、1943年のハノイ旧市街の景観を、「ここには昇龍<sup>テンロン</sup>以来の古民家はもう数件しかなく」、「店舗の看板の90パーセントはフランス語だった」と描写している[Thạch Lam 2009, 23, 31]。極東のハノイにも、「ヨーロッパ」と「非ヨーロッパ」の境界に、アルジェリアの都市にみられたような「錯綜の集積」が存在していたといえよう。

ところで、そのような状態は、時に深刻な問題を惹起した。たとえば、売春宿の娼婦と客の関係である。植民地期のハノイには、1930年に合計20軒の売春宿が指定された地区で営業を許可されていた<sup>(注8)</sup>。これらの売春宿で正規雇用の娼婦数は合計158人——安南人152人、華僑2人、フランス人と安南人または華僑の混血3人、マルチニク出身者と安南人の混血1人——であったが、そのほかに非正規雇用として351人の女性がいた[Joyeux 1930, 9-10, 27-28]。

この非正規雇用者の中には日本人も含まれており、それ以外にヨーロッパ人も存在したという。つまり、娼婦と客の関係においては、ヨーロッパ人女性と現地人男性の組み合わせがみられた。しかし植民地権力にとって、それは「植民者のイメージを曇らせるタブー」を表していたので、1931年にハノイ市当局は、この事実を隠すために、「公式には、ヨーロッパ人の娼婦は存在しない」と報告せざるをえなかった[Tracol-Huynh 2009, 32]。「ヨーロッパ」と「非ヨーロッパ」の間には、その錯綜する関係において絶え間のない緊張が孕まれていたのである。

## II 商工業者の住民構成

### 1. 商工業者の管理

#### (1) 営業税の納付義務

営業税(patente)は、ハノイ市財政の貴重な収入であった。1920, 26, 30, 34年のハノイ市の収入において、営業税の徴収額は全収入の11～16パーセントを占めた[Ville de Hanoi 1920; 1926; 1930; 1934]。ハノイ市は1890年4月15日のハノイ市条例(arrêté)によって商工業を営むすべての者に対して営業税の納付を義務づけている。それにともない、商工業者は商業登記簿への登録を義務づけられた<sup>(注9)</sup>。商業登記簿は、営業税の確実な徴収を目的としてハノイ市によって作成されたのであるが、同時に、インドシナ中央・地方財政へ納付される間接税(消費税等)の徴収や労働監督、治安維持あるいは公衆衛生のために、総督府やトンキン理事長官府、関税・税務局、労働監督局、警察、公衆衛生課など複数の行政庁に利用された[GGI 1905, 84]。インドシナでは、現地人による労働組合の結成

が禁止されていたことから商工業者の実態をつかみにくい現実があり、植民地当局にとって商業登記簿は、行政管理上、必要不可欠な情報源であったと考えられる。登記簿にはヨーロッパ人、現地人、アジア外国籍人の営業者の氏名または商号、住所、職種、営業税納付額が記載されており、情報は年次更新された。また、フランス語の職種表記からは登録者の性別まで判明できる<sup>(註10)</sup>。植民地当局は、1890年からハノイの国勢調査を不定期に行っているが、その調査はほぼ人口の数的把握に特化している。したがって、商業登記簿の作成は、行政が個人を管理する数少ない手段のひとつであったともいえる。

行政による商工業者の管理は市場 (choix; marché) でも行われた。ハノイ市は1889年に市内最大規模のドンスアン市場を「旧市街」(1区)の中心部に建設し、そこに1000人以上の小売業者・卸売業者を収容した。1905年には、市内すべての市場にフランス人の市場監督官を置き、徴税と治安維持の任務を与えて市場を行政的に管理した [GGI 1905, 51-52]。1915年11月23日のハノイ市条例によれば、市場で営業するには営業税と席料 (droits de place) を支払わなければならない [ANOM, GGI, AF 16950]。1917年にドンスアン市場で設定された税額をみると、営業税額は1店舗につき0.08ピアストルと定められ、さらには、たとえば塩漬けエビ0.08ピアストル、ヌオックマム0.10ピアストル、米60キログラム当たり0.16ピアストルといったように販売品の種類や量に応じて間接税がかけられた。また、席料は1平方メートル当たり0.04ピアストルと定められた [ANOM, GGI, AF, 16949]。なお、1937年におけ

るドンスアン市場の税額は、席料の平均が0.20~0.60ピアストル、営業税の平均が0.14~1.20ピアストルであった。この税額は市場商人の経営を圧迫し、1937年5月に大規模な不売ゼネストを引き起こす原因となった [ANOM, RST, NF, 2960]<sup>(註11)</sup>。市場のほかには、公道や河岸に立つ出店、市内を練り歩く行商に対しても0.06ピアストルの営業税と商品100キログラム当たり0.08ピアストルの間接税が課せられた。ハノイでは、例外なくすべての商工業者に営業税の納付義務が課せられていたことがわかる<sup>(註12)</sup>。

## (2) 商業会議所の役割

ハノイおよびハイフォンでは、1884年8月1日に商業会議所 (Chambre de Commerce) が創設されている。初めは市長列席のうえ10数人のフランス人評議員によっておもにフランス人商人の利益の保護や経済の発展について議論された。1889年にハノイで最初の商業会議所評議員選挙が行われている。商業会議所はフランス人執行役員 (議長, 副議長, 総務, 会計) 各1人とフランス人評議員10人から成ったが、やがてそこに現地人の評議員4人が加えられた [Teston et Percheron 1931, 732]<sup>(註13)</sup>。評議員は、比較的大きな企業の経営者から選出された。たとえば、少なくとも1929年から34年の間、現地人評議員の中にソン・スアン・ホアン (Song Xuan Hoan) やヴー・ヴァン・アン (Vu Van An) の名がみられたが、彼らはいずれも当時屈指の大企業家として名を馳せた人物であった [CCH 1929-1934; Teston et Percheron 1931, 782]<sup>(註14)</sup>。

1922年10月27日のインドシナ総督令では、ハノイ商業会議所の選挙人名簿 (Liste des électeurs consulaires) の作成が定められ、そこに選挙人となる商工業者の名前が連ねられた。選

挙人は、希望すれば『インドシナ官報』(*Journal Officiel*)に自分の名前を載せることができた。選挙人として登録されるには、男女や国籍の別はなく、25歳以上であること、2年以上ハノイで商売を営んでいること、月20ピアストル以上の営業税を納付していることが条件となる[Teston et Percheron 1931, 729]。20ピアストルという額は営業税の納付額別分類の中でも上位にあったが、実際にはそれ以上(平均40~50ピアストル)の高額納税者が多かった。また名簿には、個人だけではなく会社(Société)も登録され、月1000ピアストル以上の営業税を納付する会社も多くみられた<sup>(注15)</sup>。

商工会議所の評議員を選出する選挙人について、1930年代の名簿を用いてさらに詳しくみてみよう[ANOM, RST, NF, 2833; 2836; 2838; 2839; 2841]。

まずフランス人の選挙人について、その数は1930年133人、1934年160人、1938年170人、1940年219人と推移した。名簿に記載された登録者の住所をみると、いずれの年も「フランス人街」の4、5、6区の大通りに住所をもつ者が全体の80~90パーセントを占めた。その中にはフランス資本の大企業も多くみられた<sup>(注16)</sup>。その他の地区では、「旧市街」の1、2、3区に全体のおおよそ10パーセント程度、「新市街」の7、8区にはほとんどみられなかった。

次に現地人の選挙人について、その数は1930年140人、1934年420人、1938年444人、1940年588人と推移した。1934年以降、その数はフランス人の3倍近くに増加している。いずれの年も2区に全体の40パーセント以上が集中しており、1、2、3区の合計では全体の80パーセント以上を占めた。その他の地区では、

「フランス人街」に15パーセント、「新市街」に5パーセント程度みられた。彼らの職業は、食料品小売業と服仕立て業が最も多く、次いで請負業と運輸業がみられた。名簿からは性別も判明され、毎年20~30パーセントの選挙人が女性であることがわかった。

名簿に記載された情報からは選挙人となった現地人の主要な世代を明らかにできる。1929年の名簿には登録者140人それぞれの年齢が記載されていた。これを年齢別に分類すると、29歳以下(1900年以後生まれ)が9人(6.4パーセント)、30~39歳(1890~99年生まれ)が50人(36パーセント)、40~49歳(1880~89年生まれ)が49人(35パーセント)、50~59歳(1870~79年生まれ)が22人(16パーセント)、60歳以上(1869年以前生まれ)が6人(4.2パーセント)、年齢不明4人であった。これより、1929年における現地人の商業会議所選挙人は、1887年のインドシナ連邦の成立前後に生まれ植民地社会で育ったとりわけ30~40歳代の世代が最も多いことがわかった。1930年代のハノイでは、彼らのような比較的若い世代の選挙人が存在感を増すようになったのである。

また、1929年から40年の間に連続して名簿に記載された者を抽出・分類すると、11年間：30人、10年間：7人、9年間：67人、6年間：47人、5年間：26人、2年間：152人であった。一定の人物に限って長期間にわたり商業会議所の議員を選出する任務を負い続けたが、ほとんどの選挙人は1年間しか名簿に名前が記載されなかった。これは、同一の選挙人によって、同一の人物が長い間連続で商業会議所の評議員に選出されることを避けるためであったと考えられる。

商業会議所は、個人経営から中小・大企業のある程度の資産をもった商工業者を束ね、都市経済をけん引する一方で、会員の商工業者を選挙人として彼らに都市経済界の代表を決めさせるという役割を担わせた。1886年にハノイ市議会で初めて任命された現地人議員6人の職業が、砂糖商、木材商、木綿商、煉瓦商、請負業、染色業であったように〔GGI 1905, 7〕、植民地期ハノイの市政では、商工業に携わる者が都市社会の名士として一定の影響力をもつようになったといえよう。

## 2. 小商工業者の就業構造

### (1) 職業の分類

本項では、1936年の商業登記簿史料を用いて、当該時期のハノイにおける小商工業者の実態について考察する。商業登記簿には、商工業者の氏名(社名)、職業、住所、営業税支払額が記載されており、住所情報は商工業者の静態を地理的に把握するための格好の分析材料となる〔ANOM, RST, NF, 2893〕。この分析により、ハノイに「どのような人々がどこに住んでいたのか」という設問に部分的に答えられるはずである。

1936年の商業登記簿には、全部で28の会社(sociétés)と5460の商工業者(commerçants)の情報が記載されていた。ここでは、商工業者を対象に具体的な分析を行っていこう。ここでいう商工業者とは、基本的に小売商や製造業者(職人)のことである。彼らは市内に店舗や作業場を構えた経営者であり、商売の規模に応じて平均10ピアストル程度の営業税を支払っていた。同時期の商業会議所選挙人(約400人)の営業税支払額は平均40~50ピアストルで

あったから、そのほとんどは零細な小商工業者であった。

彼らの職業は、(1)「商業」、(2)「製造業」、(3)「サービス業」、(4)「自由業」、(5)「兼業」に分類される。それぞれの分類はさらにその中で職種別に、①食品、②原材料、③繊維・衣類、などの小項目に分けられる。分類と職種について補足すると、たとえば、「商業」の③繊維・衣類は衣類販売店を指す。「製造業」の②原材料はブリキ工、鑄造工、鍛冶屋、旋盤工、石工などの職工を、③繊維・衣類は服仕立て屋を指す。「商業」の中に行商人と市場商人は含まれない。また、「兼業」というのは、たとえば、食料品販売店(「商業」①)と鍛冶屋(「製造業」②)を同時に営んでいる職種の状態をいう。

以下では、彼らの就業構造を国籍ごとに詳しくみていきたい。なお、国籍の分類は前述の国勢調査の基準に従う。

#### ①「現地人」

商業登記簿に記載された現地人の数は5246人であった。1936年の現地人の人口は13万6833人であり、ごく単純にその半数(6万8416人)を成人とみなすならば、彼らはその7パーセントにあたる。表2は、彼らの職業を職種別、男女別に分類して、それぞれの数を示したものである。それによれば、「商業」が全体の50パーセント(2647人)を占めて目立っている。次に「製造業」が22パーセント(1191人)と多く、その他は「サービス業」が11パーセント(582人)、「自由業」が2パーセント(155人)、「兼業」が12パーセント(671人)であった。

「商業」については、その62パーセント(1656人)が女性であった。女性は、とくに①食料品、②屋台、③卸売の職種で多かった。そ

表2 ハノイの商業登記簿に登録された現地人の職業分類 (1936年)

(1)「商業」			(2)「製造業」		
職種	男	女	職種	男	女
①食品	247	405	①食品	34	6
②原材料	99	157	②原材料	201	2
③繊維・衣類	171	135	③繊維・衣類	647	29
④指物	32	19	④指物	40	4
⑤金物・陶器	68	68	⑤金物・陶器	9	1
⑥雑貨品	35	34	⑥雑貨品	53	6
⑦装身具	21	74	⑦装身具	22	2
⑧機具	46	11	⑧機具	14	0
⑨祭礼具	26	48	⑨祭礼具	2	2
⑩書籍・文具	26	25	⑩出版	17	2
⑪薬	95	47	⑪製薬	3	1
⑫屋台	70	279	⑫修理	94	0
⑬卸売	55	354	男女別計	1,136	55
男女別計	991	1,656	合計	1,191	
合計	2,647				

(3)「サービス業」			(4)「自由業」		
職種	男	女	職種	男	女
①各種サービス	191	0	-	155	0
②ホテル・飲食業	69	51			
③請負業	65	0	(5)「兼業」		
④運輸業	32	0	職種	男	女
⑤貸業	133	41	-	404	267
男女別計	490	92	合計	671	
合計	582				

総計 男2,772 + 女1,803 = 5,246

(出所) ANOM, RST, NF, 2893より筆者作成。

のほかの分類における女性の割合は、「製造業」4パーセント(55人)、「サービス業」15パーセント(92人)、「自由業」0パーセント(0人)、「兼業」39パーセント(267人)であり、「商業」と比べると圧倒的に少なかった。

「製造業」では、③繊維・衣服(おもに服仕立て職人)が676人であり、この数は「製造業」の中で56パーセントを占め、職業全体の中でも12.8パーセントと最も多く、「商業」の①食

料品652人(12.4パーセント)と拮抗した。

「サービス業」については、①各種サービスの職種(とくに洗濯屋と理髪師)が多くを占めた。②ホテル・飲食業は、ヨーロッパ人客を対象にしたカフェなどが多少あったが、現地人客を相手にした大衆食堂店主が最も多かった。③請負業者は、とくに公共土木事業の請負業が多くみられた。⑤貸業は、自転車貸しが最も多く、次いでシクロ、荷車、自動車の貸業があった。

「自由業」には、多様な職種がみられた。最も多かったのは伝統医療の医師 (médecin indigène sino-annamite) で、そのほかに、技師、産院、彫版師、占い師、電気技師、機械技師、写真家などがいた。ただし、この中には高度な学問・技術の習得と公的認可を必要とする職業、たとえば弁護士、(西欧医療)医師、私立学校教師などは含まれていなかった。

「兼業」の占める割合は職業全体の12.7パーセントであった。兼業の職業の組み合わせとしては、性質の異なる2つ以上の商品(たとえば、①食料品と②原材料)を扱う「商業」が334人と最も多かった。同様のケースでは、「製造業」が59人、「サービス業」が8人、「自由業」が2人いた。このほかに、「商業」と「製造業」(125人)、「商業」と「サービス業」(67人)、「製造業」と「サービス業」(36人)などのさまざまな組み合わせがみられた。

### ②「ヨーロッパ人」

「ヨーロッパ人」の数は80人であった。なお、1936年の「ヨーロッパ人」の人口は、フランス人5944人、その他102人であった。職業分類においては、「商業」と「サービス業」が全体のそれぞれ36パーセント(28人)と46パーセント(36人)を占めた。「サービス業」の③請負業(20人)が26パーセントと突出し、②ホテル・飲食業(より具体的にはレストラン・カフェ)(8人)が10パーセントであった。商業登記簿には4人の日本人もみられた。その職業は、漆器店1人、日本製雑貨店2人、金物店1人であった。1908年以降、日本人は仏領インドシナでは「ヨーロッパ人と同一視される外国人」とみなされ、「ヨーロッパ人」と同様の人的保護および所有物への保護を保障されている

[松沼2012, 155]。なお、1936年のハノイには日本人は25家族53人がいた。また、そのほかに日本人と同様に「ヨーロッパ籍外国人」とみなされたインドや中東の出身者と思われる名前がみられ、彼らは香辛料や絨毯をおもに扱っていた。

### ③「華僑」

「華僑」の数は134人であった。ハノイにおける華僑の人口は、1921年2381人、1936年4008人と推移した。ハノイの華僑は広東省と福建省の出身者が多く、1919年に華僑の商業会議所を設置しており、1933年にはトンキンとアンナンの華僑商人の利益を保障する「越南東京華僑總商会」(Chambre de commerce chinoise du Tonkin)を創設している[ANOM, RST, NF, 2830]。ハノイには2区の広東通りと福建通りに華人街が存在したが、南部のサイゴン・チョロンあるいは北部のハイフォン市に比べると小規模なものであった<sup>(注17)</sup>。職業分類の数的内訳は、「商業」93人(70パーセント)、「製造業者」17人(13パーセント)、「サービス業」13人(10パーセント)、「自由業」9人(7パーセント)であった。華僑はさまざまな職業を営んでいたが、とくに中国茶や漢方薬の小売業、漢方医や易者など中国由来の職業が多かった。

### (2) 地理的分布

これら多様な職種の商工業者は、ハノイの中にどのように分布していたのだろうか。

1936年の商業登記簿には登録者の住所も記載されている。表3は、その情報をもとに、登録者の数を区ごとに分類したものである。通常、住民の所属する区は住所となる通り(rue, avenue, boulevard, voie)によって決められるが、市内には複数の区にまたがる比較的大きな通り

がいくつかあり、そこでは番地によって区が決められる。ここでは番地の位置までを把握するのが困難であったため、区を特定できない通りを「複区」として分類した<sup>(注18)</sup>。

まず、「現地人」登録者の住所で最も多かったのは2区の通りで、全体の35パーセントを占めた。2区以外でも1区と3区を含む「旧市街」の通りが多く、その割合は全体の65パーセントを占めた。ここがハノイ最大の「現地人の商工業街区」であったことを示している。「旧市街」以外の住所では、「フランス人街」の目抜き通りポール・ベール通りや、「新市街」のマングリン街道とフエ街道が比較的多かった。なお、「フランス人街」に住所をもつ現地人は全体の13パーセント(698人)であった。また、「新市街」への分布の少なさは、この地区がまだ開発途中であったことを示している。

「ヨーロッパ人」は、その70パーセントが「フランス人街」の4, 5, 6区に集中しており、残りの20パーセントは「旧市街」のとりわけ1区と2区に、10パーセントは「新市街」に分布していた。日本人は、1区に1人、2区に2人、4区に1人であった。また、インドや中東の出身者は全員2区に住所を置いていた。「華僑」の住所は、「旧市街」の2区と3区が87パーセントを占め、その他は「フランス人街」7パーセント、「新市街」6パーセントであった。こうしてみると、やはり4, 5, 6区が実質的に「フランス人街」とされていたことがわかる。しかしながら、現地人と同様にフランス人が「旧市街」や「新市街」のようないわゆる「現地人街」に住所を置くこともあった。

では、職業分類と地理的分布の間に何らかの特徴を見出せるか。表4に示したとおり、い

れの職業も「旧市街」に集中していた。とりわけ2区に「商業」と「製造業」が多く、「サービス業」は1, 2, 3区で拮抗していた。「フランス人街」では、「商業」と「製造業」が4区と6区に、「サービス業」がとりわけ6区に多くみられた。「新市街」では、とりわけ8区で「商業」が盛んで、「サービス業」も比較的多くみられた。

いくつかの職種、たとえば、服仕立て業や洗濯業、理髪業は市内全域の通りや街区で均等にみられた。逆に、特定の街区に集中した職種もあり、洋服仕立て店、薬局、洋酒店、高級宝石店、自動車販売店、デパートなどはフランス人街に多いか、あるいはそこにしかなかった。また、シクロや自転車の貸業は、6区のアノイ駅北側シントゥ街道(route de Sinh Từ)と5区南側のアルマン・ルソー大通り(boulevard Armand Rousseau)に集中していた。職業的な「すみわけ」は、植民地期以降に建設された鉄道や ترامウェイの路線網とも関連があると考えられ、路線網の近くの通りにはいずれも商工業者が多く集まっていた。

ところで、以上の事実は、植民地期以前に形成されていた同種の手工業や商業を営む坊を連想させる。冒頭に述べたが、ハノイの「旧市街」のいくつかの通りには坊を由来とする商品の名前がつけられていた。植民地期初期の1884年にあるフランス人官吏はハノイについて、「多くの通りを訪れたが、住民の全員が同じ職業すなわち同じ分野で働いている職人や商人のいる通りがとくに多かった」と述べていた[Nguyễn 2002, 98]。およそ半世紀後の1936年に、ハノイの旧市街に商品の名前のついた通りは全部で36あったが、果たしてそこにはどのよう

表3 商業登記簿登録者の国籍別・地理的分布（1936年）

国籍/区	「旧市街」								「フランス人街」			「新市街」			その他 村	国籍別 合計
	1区	2区	3区	「複区」	4区	5区	6区	「複区」	7区	8区	「複区」	7区	8区	「複区」		
現地人	645	1,863	861	86	398	191	422	109	222	357	71	21	21	5,246		
ヨーロッパ人	5	25	0	8	0	7	6	20	2	2	2	2	2	80		
華僑	7	67	42	0	5	2	4	2	2	2	0	1	1	134		
区別計	657	1,955	903	94	403	200	432	131	226	361	73	25	25	5,460		
街区別計	3,609														660	1,166

(出所) ANOM, RST, NF, 2893より筆者作成。

表4 商業登記簿登録者の職業別・地理的分布（1936年）

職業/区	「旧市街」			「フランス人街」					「新市街」			その他 村
	1区	2区	3区	「複区」	4区	5区	6区	「複区」	7区	8区	「複区」	
商業	289	895	544	45	175	88	208	32	124	204	23	20
製造業	167	469	135	11	115	47	77	38	46	69	17	0
サービス業	113	109	81	15	34	31	82	27	29	45	16	0
自由業	17	69	19	3	23	3	6	2	5	7	0	1
兼業	59	321	82	12	51	22	49	10	18	32	15	0

(出所) ANOM, RST, NF, 2893より筆者作成。

図3 商品の名前のついた11通りの位置



- ①カップ通り ②薬通り ③扇通り ④箱通り ⑤両替通り ⑥銅通り  
⑦福建通り ⑧ブリキ屋通り ⑨絹通り ⑩いかだ通り ⑪笠通り

(出所) ANOM, RST, NF, 2893 および Madrole [1932] より筆者作成。

な商工業的特徴があったのだろうか。1936年の商業登記簿からそれらの通りに住所をもつ者を抽出し、彼らの職業を分類したうえで、それぞれの通りで最も多い職種とその職種の商工業者数が同業者全体に占める割合を明らかにできる。それによれば、その中で商工業者数が同業者全体の40パーセント以上であった通りが11存在したことがわかった。つまり、これらの通りには同種の商工業者があるほかの通りよりも多く集中し、彼らの職種はそれらの通りだけでハノイにおける一定のシェアを占めていたと考

えてよい。11の通りの位置とそこに特徴的な職種およびそれが同業全体に占めた割合は、図3と表5に示したとおりである。

こうしてみると、これらの通りはまるでかつての坊のようでもある。この中で坊に由来する通りの名前とその通りで最も多かった職種が一致した通りは、カップ通り（銅製品販売）、箱通り（箱製造・販売）、両替通り（装身具、両替）、ブリキ屋通り（ブリキ製造・販売）、絹通り（絹販売）、笠通り（笠／帽子製造・販売）の6つの通りであった。そのほかの通りでは、通りの名

表5 同種の商工業者が集中していた11通りとその職種が同業者全体に占めていたシェア（1936年）

通り	現在の通り	区	職種	人数	同業者数	シェア (%)
①カッブ通り (rue des Tasses)	phố Bát Sứ - Hàng Đồng	2区	銅製品販売	44	49	90
②薬通り (rue des Médicaments)	phố Thuốc Bắc	2区	衣料品販売	23	19	83
③扇通り (Éventails)	phố Hàng Quạt	2区	指物製造・販売	34	28	82
④箱通り (rue des Caisses)	phố Hàng Hòm	2区	箱製造・販売	14	10	71
⑤両替通り (rue des Changeurs)	phố Hàng Bạc	3区	装身具販売、両替	95	54	57
⑥銅通り (rue du Cuivre)	phố Hàng Mã	2区	祭礼具販売	38	20	53
⑦福建通り (rue de Phuc Kiên)	phố Lãn ông	2区	薬販売	44	22	50
⑧ブリーキ屋通り (rue des Ferblantiers)	phố Hàng Thiếc	2区	ブリーキ製造・販売	81	38	47
⑨絹通り (rue de la Soie)	phố Hàng Đào	2区	絹販売	48	22	46
⑩いっかだ通り (rue des Radeaux)	phố Hàng Bè	3区	キンマ販売	31	13	42
⑪笠通り (rue des Chapeaux)	phố Hàng Nón	2区	笠/帽子製造・販売	37	15	41

(出所) ANOM, RST, NF, 2893より筆者作成。

前と異なる職種の店が軒を連ね、葉通りと扇通りではそれぞれ衣料品販売と指物製造・販売が同業全体の80パーセント以上のシェアを占めていた。1936年の「旧市街」において、ひとつの通りに同種の商工業者が集中する特徴は、坊に由来する通りの名前とは関係なくみられたのである。

### Ⅲ 小商工業者層の実態と動向

#### 1. 街区の小商人と手工業者

1936年12月30日、フランス人民戦線政府は、「インドシナの現地人労働に関する政令」(以下、「インドシナ労働法」)を發布し、恐慌以降に悪化した安南人労働者の状況を適切な方法で改善する法規を定めた。これは、それまで女性と子どものみの労働を規制し、商工業企業における最低限の衛生と安全を保障するにとどまっていた労働規定を、本国と同等水準の内容にまで引き上げたものであった。主要な条項として、強制労働の禁止、労働契約書の作成義務、労働条件の改善、最低賃金の設定、衛生改善と安全保障、労災賠償権の保障、週休と有給休暇の保障、1日8時間労働の順守、女子・子どもの夜間労働禁止などが定められた。これにより、インドシナの商工業企業は、雇用形態を法的に管理されることになったのである [GGI 1937]。

国際労働局によれば、インドシナ労働法は、その範囲においてきわめて総括的であり、労働のあらゆる形式を網羅していた。しかし、その規定のほとんどはもっぱら非契約労働に関するものであり、その他の強制労働と契約労働については単に従来の規則を参照し、その効力を認めているにすぎなかった [国際労働局 1942, 154]。

これは、特殊な労働形態による手工業者が多く存在していたからである。植民地期以前、少なくとも17～19世紀の間、ハノイの商工業製品の大部分は近隣の村落で生産された。たとえば、ハノイ市街より南東約10キロメートルにあるバクニン省のバッチャン社(xã Bát Trảng)では、親方を中心とした同職者集団が陶工を生業としていた。そこでは親方が窯や窯型を所有し、多くの労働者や住込みの徒弟が雇用され、男女の作業が分担されていた。これと同様の同職者集団は、ハノイ市北部のチュックバック湖畔(鑄造業)やホータイ湖西部ブオイ坊(phường Bưởi) (製紙業)にもみられた [Nguyễn 2002, 124]。

これに対し、ハノイ市内の手工業者は、通りに面した小さな店舗をもち、その奥に作業場と住居を兼ね備えた。彼らは一般的に、優れた技術をもち、おもに子息や親族を徒弟や従業員として雇った。この中には、以前は職人だったが転身して小売店主になった者も多かった。19世紀前半、ハノイ旧市街ハンダオ通りの商人は、市内の他店で絹製品や絹糸を買い、これをブオイ坊の職工のところへ持って行き、絹布を継ぎあててもらい、それをまた別の染色職人に染めてもらい、染まった絹を再びハンダオ通りで売ったという。小売店や卸売店を営んだ商人たちは、多様な製造販売ネットワークを利用することができたのである [Nguyễn 2002, 126-128]。

では、植民地期以降の手工業者の状況はどのようなであったか。前節でみたように、1936年の商業登記簿によれば「商業」に分類された者が登録者全体の50パーセント(しかもそのうち62パーセントは女性)で、「製造業」が22パーセント、「サービス業」が11パーセントであっ

た。1936年12月に、たとえば、旧市街の広東通りの編物製品店には編物職人40人、ミッション通りの印刷店の作業場には工員120人、アルベール・ピヤンス通り・クールベ提督大通り・ペタン元帥通り・ロドニー通りの家具店には指物師3~18人が雇用されていた〔ANOM, RST, NF, 2960〕<sup>(注19)</sup>。同じく旧市街のかご通りの安南人経営ガラス製造・販売店5店の雇用状況を見ると、 casting 工1~20人、ガラス吹き工6~12人、研磨工2~8人、販売員4人、徒弟9~17人が雇用されていた。同じ通りの華僑経営ガラス製造・販売店3店は、 casting 工1人、ガラス吹き工3~6人、研磨工1~4人、徒弟7~11人であった。従業員の月給は、職能別に0.5~17ピアストルであった。いずれの店にも徒弟が雇用されていたから、その雇用主はいわゆる親方であったと同時に、営業税を納付して商業登記簿に登録される企業経営者でもあった。なお、徒弟については、インドシナ労働法により12歳未満の雇用が禁止され、その数は従業員数の3分の1を超えないと定められていた。ところが、上記のかご通りのガラス製造・販売店では、8店のうち6店において徒弟の数が従業員労働者数の3分の1を超えていた。また、インドシナ労働法は、ハノイにおける労働者の日給の最低賃金を男子0.25ピアストル、女子0.20ピアストル、未成年者(12~18歳)0.15ピアストルと定めたが、上記のガラス製造・販売店では、最低賃金が月給で0.5ピアストルしかなかった。さらに、労働者を25人以上使用する商工業企業は内部における作業条件、規律、健康および安全、雇用と賃金の条約に関する社内規則を制定し、労働監督官によって副署されたその規則をフランス語と現地語で

作業場に掲示しなければならなかったが、これについても法令が順守されていたかどうか定かではなかった。

## 2. 大衆運動における対応

1937年1月、前年度末にインドシナ労働法が公布されたにもかかわらず、ハノイ街区の作業場における手工業労働者の労働環境は最悪であった。インドシナ全体が長い間恐慌に端を発する不況にあえいでいた。16日には、市内の服仕立て職人400人が一斉に団結してゼネストを執行し、警察当局に苦境を訴える手紙を提出した。その手紙の内容から、当時の労働者階級の状況がうかがえる。

「1929年から1935年の間、恐慌によって私たちの賃金は下がりました。1936年は、フランの切り下げによって物価が高騰しました。私たちの賃金は平均月8ピアストルです。生きていくのがやっとの金額です。私たちの大部分は、友人宅に居候するか、経営者宅で夜を過ごします。どちらも不健康な場所です。服仕立て職人の中には、朝6時から夜22時まで、昼食の20分の休憩だけで働く者もいます。彼らは、経営者から途切れることなく働き続ける機械とみなされ、しばしば病気になります。これが私たちの不幸な状況です」〔ANOM, RST, NF, 2960〕<sup>(注20)</sup>。

この時期、手工業労働者の労働環境はどの業種の作業場でも良くなかった。ハノイでは、さまざまな職種の労働者が同職者団体を結成し、賃金の増加や労働環境の改善を求めゼネストを執行した。この運動の背景には、民主戦線において大衆団結の実現を目指すインドシナ共産党の思惑がかかわっており、ゼネストの組織には

多数の党工作員が関与していた。民主戦線の戦術は、労働者階級と経営者層の間に対立を促すのではなく、両者を含むあらゆる社会階級を巻き込むことが目的であった [Đinh Xuân Lâm 2011, 337]。ゼネストの組織工作員に党関係者のチン・ヴァン・フー (Trịnh Văn Phú) という人物がいた。彼は、家具店の経営者であったが、1936年12月に自店の労働者に賃金の増加や労働環境の改善を訴えるように自ら指示し、その要求を受け入れた。ゼネスト運動が激化した翌年の1月以降、労働者に対立する多くの経営者が彼に連帯を求めてきたが、彼はこれを断り、むしろゼネストを決行する労働者を擁護する姿勢をとり、労使の間に入って交渉の体裁を整えた [ANOM, RST, NF, 2960]<sup>(註21)</sup>。

1936年10月～1937年7月にハノイでは、41件の手工業者および企業労働者によるゼネストを確認できるが、ほとんどのケースで労使間交渉が行われ、労働者側の要求が部分的に受け入れられた [ANOM, RST, NF, 2960]。このとき、ゼネストを行った労働者のように、経営者も同業者同士で団結した。前述した1月16日のゼネストでは、服仕立て職人400人と服仕立て店経営者50人が対峙し、双方の代表者が交渉を行った。1936年の商業登記簿において、服仕立て業者の数は兼業を除くと計491人いたので、単純に業者数と店舗数が比例するとすれば、このときにゼネストの対象となった服仕立て店は全体の10パーセント程度であった。なお、当時の警察当局は、服仕立て職人のゼネストの拠点となった複数の店舗を調べ、その住所を記録している [ANOM, RST, NF, 2960]<sup>(註22)</sup>。その数を区ごとに分けて示すと、1区に4店、2区に10店、3区に5店、4・5・6区に9店、7・8区に2店

であった。ゼネストの拠点が「旧市街」と「フランス人街」の両方に置かれていたことがわかる。

ところで、経営者たちは、労働者のゼネストに対応するためだけに団結したのではない。1937年1月19日、ゼネスト運動が最も激化したときにハノイ市内の洗濯店の経営者たちが旧市街ヴォワール通りの一店舗に集合した。この日、会合に参加した洗濯業者の具体的な数はわからないが、1936年の商業登記簿において洗濯業者の数は89人であった。彼らが一堂に会したのは、ハノイ市内の洗濯業者と「郊外地帯」の競合に関して対策を協議するためであった。そこでは、彼らが抱える深刻な問題を行政に訴えることが主張され、そのためにハノイ市当局に宛てて一通の手紙が作成されることになった。

「物価高が私たちの小さな仕事に猛威をふるっているのは明らかです。さらに、郊外地帯の洗濯業者の激しい競合が私たちの小さな店を破産に追い込もうとしています。この競合は、ハノイ市の新しい衛生指導がハドン省のそれと比べて厳しくなるにつれ、ますます重くのしかかってきます。私たちの境遇を救うために、また公衆衛生に対する愛ゆえに、郊外地帯の洗濯業者が市内に入ることを禁じ、慈善団体がそこに注文する洗濯物を押収する命令を出していただくよう、ハノイ市長に謹んでお願い申し上げます」 [ANOM, RST, NF, 2960]<sup>(註23)</sup>。

ハノイ市内の洗濯業者が問題としたのは、「郊外地帯」の同業者との競合よりも、むしろハノイ市当局が行政的に行った衛生の指導と取り締まりであった。それは、1936年4月に定

められた「市内の洗濯業の作業場に上水道の設置を義務づける」というハノイ市条例に従って行われた。これにより、水道を設置できない洗濯業者は業務自体ができなくなった。また、財源の不安定な慈善団体などは、より料金の安い「郊外地帯」の洗濯業者に洗濯を依頼したので、ハノイ市内の洗濯業者は顧客を取られる羽目になった。しかも「郊外地帯」に水道の設置義務はないので、そこではどんな水が洗濯に使われているのかわからない。当局による衛生管理の方法は矛盾しているし、市内の衛生指導だけが厳しいのは不公平だと市内の洗濯業者は言うのである。

1930年代後半のハノイにおける大衆運動は、労働者のゼネストを中心に展開しながら、さまざまな問題を抱えた住民を巻き込んだ。洗濯業者の事例のように、その矛先は植民地当局の批判にも向かっていった。インドシナ共産党にとって、ゼネストはあらゆる社会階級が団結する手段のひとつであり、そのためにまず労働者層と経営者層が同職・同業の間で団体を組織するように促された。党の最大の目的は、フランス本国では認められていた「組合の自由」をインドシナにも認めさせることにあった。労働者層だけでなく経営者層も組合の重要性をよく理解しており、ゼネストの騒乱に乗じて、両者は労働組合および協同組合の自由を植民地当局に訴えた。彼らの努力は、1937年7月以降に許された「結社の自由」に結実する。結社にストライキの行使権は認められなかったが、これにより同職・同業の団体を公に結成することができるようになったのである。

## おわりに

本稿で述べてきたことを簡潔にまとめると、次のようになる。

植民地期ハノイの街区は、古くから存在する「旧市街」と、植民地期以降に建設された「フランス人街」および「新市街」の3つの区域から構成されていた。これらの街区は、都市計画によって厳密に区別されたわけではなく、各街区の特徴や、20世紀初頭に行われた行政区画やインフラ整備の結果によって作りだされた。つまり、1, 2, 3区の旧市街は、従来から現地人の人口が最も多く、植民地期以降に大規模な改造や再編は行われなかった。4, 5, 6区は、植民地期以降に開発された街区でフランス人の人口が最も多く、西洋式建造物が立ち並んだことから「フランス人街」となった。7, 8区は、大部分が沼地であったが、徐々に土地開発が進められたことで「新市街」となった。現地人の居住区という意味では、ハノイ全体がそうであり、圧倒的に数の少ないフランス人の集住した「フランス人街」が、彼らの「飛び地」のような街区であったという先行研究の表現は的を射ている。政治的には、「フランス人街」はフランスの力や支配を表象する場でもあり、フランス人にとって、そこは本国でなければならない要件を満たすための街区であった。しかし、エブルールが指摘したように、そのほかの多くの生活条件を満たすためには、「フランス人街」に隣接した「現地人街」が必要不可欠であった。「旧市街」は、「フランス人街」や「新市街」を機能させるために保存されたのである。こうしてみると、「ヨーロッパ」と「非ヨーロッパ」

の間の境界の「錯綜」は、1世紀に及ぶフランスの植民地経験によって意図的に導かれたともいえる。ただし、支配者と被支配者の立場が逆転するような状態は望まれなかった。

ハノイの街区構成をふまえ、次にその社会構造について、小商工業者層を中心に論じた。

小商工業者は、歴史的にハノイの社会・経済の重要な構成員であり、植民地期以降には統治機構にも欠かせない存在となった。彼らは、ハノイ市の財政収入の10パーセント程度になる営業税を納付すると同時に市議会議員として市政にも参加し、また商工会議所に所属しながら都市経済をけん引する役割を果たした。インドシナ植民地当局にとって、「現地人」商工業者の氏名や住所を記した商業登記簿の作成は、行政が個人を管理する数少ない手段のひとつであった。1936年の商業登記簿によれば、彼らの職業は、「商人」が50パーセントと多数を占め、手工業を中心とした「製造業」が22パーセント、そのほかに「サービス業」が11パーセント、「自由業」が2パーセントであった。「現地人」小商工業者の地理的分布は、多くが「旧市街」に集中していたものの、「フランス人街」や「新市街」にも決して少なくない数がみられた。他方、フランス人を含む「ヨーロッパ人」商工業者は、その70パーセントが「フランス人街」に集中していたが、この「すみわけ」は、前述したように行政的に区別されたのではなく、街区の形成過程において自然につくられたと考えられる。もっとも、それによって、特定の職業や店は「フランス人街」だけにみられた。また、手工業は「旧市街」に、一部の「サービス業」は「新市街」に多くみられた。「製造業」の服仕立て業は市内全域にみられた。

一部の同業者が一定の場所（通り）にある程度集中していることもあった。これは植民地期以前に存在した坊の名残であったと考えられる。しかし、その実態については、17～19世紀のハノイの坊をめぐる経済史をまとめた研究[Nguyễn 2002]や17世紀以前の商工業や坊に関する漢文やチューノム史料を用いた先行研究を精読し、あるいは現在のハノイ在住の住民に対する聞き取り調査などの研究も利用しながら[Sakurai, Nguyễn, and Yanagisawa 2014]、改めて考察する必要があるだろう。

ただ、植民地期ハノイにおいて、坊のような伝統的社会制度の名残は、手工業を中心とした「製造業」の店に多くの徒弟が雇用されていた事実にもみられる。その雇用主はいわゆる親方のような存在であったとみなされる。しかし、街区の手工業者層の実態やその店の労使の間に築かれていた関係についてもまだ不明な点が多い。1936年12月30日に発布されたインドシナ労働法は、手工業労働者の労働と雇用を規定することになったが、この法令はあまり順守されなかったようである。1937年1月のゼネストで服仕立て職人が作成した手紙によれば、彼らの雇用主は従業員を機械のように働かせる非情な経営者であったが、この時期の小商工業者たちには恐慌以降の不況で経営の悪化に苦しむ事情があった。1937年初めに起きたゼネスト運動において、インドシナ共産党による工作があったとはいえ、ほとんどの経営者が交渉に応じて労働者側の要求を部分的に受け入れたのは、労使の間に一定の信頼関係があったからではないか。そもそも、同職同士の労働者がゼネストのために驚くほど素早く団体を組織し、これに対し同業同士の経営者もまた迅速に連帯したこと

は、同職者・同業者が従来日常的に緊密な関係を保っていたことを示している。その根底には坊に由来する慣習的な連帯関係があったのかもしれない。もっとも、1930年代において、それはより現実的な問題のために構築された。たとえば、ハノイ市内の洗濯業者は「郊外地帯」の同業者との競合のために連帯した。彼らが問題としたのは、ハノイ市の内と外で経営条件に差が生じていたことであった。労働者や経営者の連帯によって組織された同職団体・同業団体は、「結社」として公に認められることになる。これにより、ハノイの街区では近代的な団体組織によって住民の間に結ばれる新しい社会関係が構築されることになったのである。

インドシナ民主戦線期のハノイにおける大衆の団結は、現地人が密集する「旧市街」が保存されたことや、手工業者が多かったという特徴、彼らを中心としたゼネストの組織、それに対応した経営者の連帯、ハノイ市と「郊外地帯」の同業者の競合などによってその実現のための条件がつけられていた。インドシナ共産党は、これらの条件を巧みに利用したのであった。ただし、それはハノイに限った事例である。ベトナムの全国的な大衆団結が目指されていたのだとすれば、別の角度から考察が加えられなければならない。また、植民地期ハノイの社会構造を明らかにしようとする目的においては、近代化へ向かう時代背景とともに、商工業者以外の社会構成員にも目を配り、さらにこれらの動態を把握する作業が求められる。それによって、植民地期ハノイに構築された「ヨーロッパ」と「非ヨーロッパ」との間の錯綜する関係もより具体的にみえてくるはずである。

(注1) 植民地期ベトナムの村落社会の実態把握に関していえば、たとえば、Popkin [1979]の研究がある。

(注2) バパンの研究対象は、19世紀～1930年代におけるハノイの人口統計、住民構成、地主層と小商工業者層の実態、末端行政組織などに及ぶが、1930年代に関しては限定的な考察にとどまっている。

(注3) 1930年代後半には、近代的社会政策を推し進めようとするフランス人民戦線政府がインドシナの実態調査に取り組んでおり、ハノイの政治・経済・社会の諸問題について統計や名簿などを含めた報告書類を数多く作成し、それらの一部は現在フランス国立海外領文書館に保存されている。

(注4) インドシナ反帝人民戦線 (Mặt trận Thống nhất Dân chủ Đông Dương) の呼称が、1938年3月にインドシナ民主戦線 (Mặt trận Dân chủ Đông Dương) に改称された。ファシストに対抗するために、一時的に闘争人民のあらゆる社会階級の団結を目指す革命綱領がつけられた [Cao Văn Biền 1979, 361]。

(注5) ハノイ市議会は、フランス人の市長1人と助役1人および市議会議員 (フランス人12人、ベトナム人6人、華人2人) から成った。

(注6) その職人のほとんどは、17～18世紀の黎朝期に北部のデルタや内陸部、紅河など河川沿いの村々からハノイにきた。

(注7) 実際には100を超える通りがあった [Papin 2001, 176]。

(注8) 指定営業地区は、ハノイ駅の東側ナム・グー通り (phố Nam Ngự), イェン・タイ路地 (ngõ Yên Thái), サム・コン路地 (ngõ Sầm Công) の3カ所。

(注9) 正式名称は、「商業登記の義務のあるハノイの商人と商社の名簿」。

(注10) たとえば、商人は男性の場合は "Marchand", 女性の場合は "Marchande" と記載される。

(注11) あらゆる種類の税金や罰金は、植民地の「抑圧的な統治制度」の象徴であった [レ・

ティ・ニヤム・トゥエット 2010, 65, 91]。

(注12) ただし、私娼のように闇で営業する者も多く、1930年の警察の報告によればその数は3000人以上、あるいは5000~6000人ともいわれていた [Joyeux 1930, 10]。

(注13) そのほかに、ラオカイ市 (ラオカイ省)、ハザン市 (ハザン省)、ダブカウ (バクニン省) に通信員が各1人ずつと事務員1人が加えられた。

(注14) いずれも総合商社の経営者。ソン・スアン・ホンは、ホアン・キム・バン、チャン・ザー・トゥイとともにクアン・フン・ロン会社 (資本金10万ピアストル) を1907年に創立した。

(注15) フランス人経営では、たとえば極東出版社、自動車修理・販売会社ルノー、石油会社スタンダード、乳製品販売会社ネスレ、輸入業ドゥニ兄弟株式会社など。そのほかにインドシナ銀行や雲南鉄道会社、インドシナ電力供給会社などの公社も登録されていた。

(注16) たとえば、インドシナ銀行 (クールベ提督大通り)、フランス・中国銀行/総合商社ボーイ・ランドリー/ドゥニ兄弟株式会社/スタンダード石油会社 (ポール・ベール通り)、インドシナ電力供給会社 (フランシス・ガルニエ大通り)、雲南鉄道会社 (ガンベッタ大通り) など。

(注17) サイゴンとチョロンの華人数は1931年にそれぞれ3万4000人と6万6000人、ハイフォンの華人数は1923年に1万3538人、1932年に1万9000人であった [満鉄東亜経済調査局 1939, 54; GGI 1932, 364]。

(注18) 「複区」となる通りには、「旧市街」の1, 2区を貫くアンリ・ドルレアン大通り (boulevard Henri d'Orléan)、「フランス人街」の4, 5, 6区を縦横する計9本の大通り、鉄道線路に並行して「新市街」の6, 7区を縦断するマングリン街道があった

(注19) Enquête sur les conditions de travail et salaires des ouvriers dans les verreries de Hanoi. Service de la Sûreté du Tonkin (le 19 décembre 1936).

(注20) Traduction sommaire d'un écrit en quôc-ngu (revendication des tailleurs d'habit) remis au Commissaire Central par l'un des grévistes.

(注21) Note confidentielle N°1110-S du 27 janvier 1937. Service de la Sûreté du Tonkin.

(注22) Note confidentielle N°645-B du 18 janvier 1937 (およびN°697-S du 19 janvier 1937). Service de la Sûreté du Tonkin.

(注23) Lettre adressée le 1er février 1937 au Président du Conseil municipal de la Ville de Hanoi.

## 文献リスト

〈日本語文献〉

国際労働局編 1942.『印度支那労働調査』南洋経済研究所訳 栗田書店 (International Labour Office 1938. *Labour Conditions in Indo-China*. Genova).

権上康男 1985.『フランス帝国主義とアジア——インドシナ銀行史研究——』東京大学出版会.

工藤晶人 2013.『地中海帝国の片影——フランス領アルジェリアの19世紀——』東京大学出版会.

篠永宣孝 2008.『フランス帝国主義と中国——第一次大戦前の中国におけるフランスの外交・金融・商工業——』春風社.

住村欣範 2003.「ハノイ——千年の都における観光の可能性——」大阪市立大学大学院文学研究科アジア都市文化学教室編『アジア都市文化学の可能性』清文堂出版.

高田洋子 2005.「フランス領インドシナの植民地都市研究序説——ハノイとサイゴン・チョロン——」中川文雄・山田陸男編「植民地都市の研究」JCAS連携研究成果報 8 423-443

平野隆 2013.「植民地下の京城における『中小商業問題』の展開」柳沢遊・木村健二・浅田進史編『日本帝国勢力圏の東アジア都市経済』慶應義塾大学出版会.

松沼美穂 2012.『植民地の〈フランス人〉——第三共和政期の国籍・市民権・参政権——』法政大学出版局.

満鉄東亜経済調査局 1939 (1986).『インドシナにお

- ける華僑』青史社。
- 柳沢遊 1999.『日本人の植民地経験——大連日本人商工業者の歴史——』青木書店。
- レ・ティ・ニヤム・トゥエット 2010.『ベトナム女性史——フランス植民地時代からベトナム戦争まで——』藤目ゆき監修・片山須美子編訳 明石書店。
- 梁晶弼 2013.「植民地期開城における韓国人商権とその特徴」柳沢遊・木村健二・浅田進史編『日本帝国勢力圏の東アジア都市経済』慶應義塾大学出版会。
- ヘッドリク, D.R. 2005.『進歩の触手——帝国主義時代の技術移転——』原田勝正・多田博一・老川慶喜・濱文章訳 日本経済評論社。
- 〈英仏語文献〉
- Bezançon, Pascale 2002. *Une colonisation éducarice?: L'expérience indochinoise (1860-1945)*. Paris: Harmattan.
- Chambre de Commerce de Hanoi (CCH) 1929-1934. *Bulletin de la Chambre de commerce de Hanoi (Tonkin)*. Hanoi: Imprimerie commerciale de l'Avenir du Tonkin.
- Fayet, L. 1939. *Avant projet sur les goûts de Hanoi*. Hanoi: IDEO.
- Gouvernement général de l'Indochine (GGI) 1905. *Ville de Hanoi (Tonkin): Historique, Développement financier, Règlementation administrative et Fonctionnement des divers services municipaux de la Ville de Hanoi*. Imprimerie Taupin & Cie: Hanoi.
- 1932. *Annuaire administratif de l'Indochine*. Hanoi: IDEO.
- 1937. *Règlementation générale du travail en Indochine*. Hanoi: IDEO.
- Hébrard, Ernest 1928. “L’urbanisme en Indochine.” *L'Architecture* 41(2) : 33-48.
- 1932. “L’urbanisme en Indochine.” in *L’urbanisme aux colonies et dans les pays tropicaux Tome 1*. ed. Jean Royer. La Charité-sur-Loire: Delayance.
- Joyeux, B. 1930. *Le péril vénérien et la prostitution à Hanoi*. Hanoi : IDEO.
- Madrolle, Claudius 1912. *Hanoi et ses environs*. Paris-Londre: Hachette.
- Monnais-Rousselot, Laurence 1999. *Médecine et colonisation: L'aventure indochinoise (1860-1939)*. Paris: CNRS Éditions.
- Morlat, Patrice 2005. *Indochine années vingt: Le rendez-vous manqué. La politique indigène des grands commis au services de la mise en valeur*. Paris: Les Indes savantes.
- Nacinovic, Corinne 2001. “Trans-territorialité de l’architecture publique à Hanoi et son impact sur le développement urbain.” in *Hanoi. Le cycle des métamorphoses; Formes architecturales et urbaines*. eds. P. Clément et N.Lancret. Paris: Iparus et Éditions Recherches.
- Nguyễn Thừa Hỷ 2002. *Economic History of Hanoi in the 17th, 18th and 19th Centuries*. Hanoi: National Political Publishing House (原著1993. *Thăng Long-Hà Nội, thế kỷ XVII- XVIII-XIX*. Hà Nội: Hội Sử Học Việt Nam).
- Papin, Philippe 2001. *Histoire de Hanoi*. Paris: Fayard.
- 2013. *Histoire des territoires de Hà-Nội. Quartiers, villages et sociétés urbaines du XIXe au début du XXe siècle*. Paris: Les Indes savantes.
- Popkin, Samuel L. 1979. *The Rational Peasant. The Political Economy of Rural Society in Vietnam*. Berkeley-Los Angeles-London: University of California Press.
- Pouille, Emmanuel 2001. “Hanoi : Ernst Hébrard et la question de l’urbanisme en Indochine.” in *Hanoi. Le cycle des métamorphoses ; Formes architecturales et urbaines*. eds. P.Clément et N.Lancret. Paris: Iparus et Éditions Recherches.
- Teston, E. et M.Percheron 1931. *L'Indochine moderne : Encyclopédie administrative, touristique, artistique et économique*. Paris: Librairie de France.
- Thạch Lam 2009. *Hanoi aux trente-six quartiers*. Mérignac: La Frémillierie ( 原著 2000. *Hà Nội : 36 phố phường*. Hà Nội: Nhà xuất bản văn hóa-Thông tin).

- Tracol-Huynh, Isabelle 2009. “La prostitution au Tonkin colonial, entre races et genres.” Genre, sexualité & société [En ligne] (<http://gss.revues.org/index1219.html> 2012年1月25日アクセス).
- Ville de Hanoi 1920, 1926, 1930, 1934. *Budget de la Ville de Hanoi (Budget municipal)*. Hanoi-Haiphong: IDEO.
- Vorapheth, Kham 2004. *Commerce et colonisation en Indochine 1860-1945*. Paris: Indes savantes.
- Wright, Gwendolyn 1991. *The politics of design in French colonial urbanism*. Chicago-London: The University of Chicago Press.
- 〈ベトナム語文献〉
- Cao Văn Biền 1979. *Giai cấp công nhân Việt Nam. Thời Kỳ 1936-1939* [ベトナム労働者階級. 1936-1939年]. Hà Nội: Nhà xuất bản khoa học xã hội [社会科学出版社].
- 1998. *Công nghiệp than Việt Nam. Thời Kỳ 1888-1945* [ベトナム炭鉱業. 1888-1945年]. Hà Nội: Nhà xuất bản khoa học xã hội [社会科学出版社].
- Đình Xuân Lâm (chủ biên) 2011. Nguyễn Văn Khánh, Nguyễn Đình Lễ. *Đại cương Lịch Sử Việt Nam. Tập II 1858-1945* [ベトナム史大綱. 第II巻. 1858-1945年]. Hà Nội: Nhà xuất bản giáo dục Việt Nam [ベトナム教育出版社].
- Sakurai, Yumio, Nguyễn Thị Phương Anh, Yanagisawa Masayuki eds. 2014. “Lịch Sử Hình Thành Cư Dân Đô Thị Hà Nội [ハノイ都市形成史]”. CIAS Discussion Paper (43) CIAS (京都大学地域研究統合情報センター).
- Trần Văn Giàu 1962. *Giai cấp công nhân Việt Nam. Từ đảng cộng sản thành lập đến cách mạng thành công. Tập II 1936-1939* [ベトナム労働者階級. 共産党の成立から革命の成功まで. 第II巻. 1936-1939年]. Hà Nội. Nhà xuất bản sử học [史学出版社].
- Viện nghiên cứu Hán nôm (VNCHN) 2010. *Địa danh Hà Nội. Thời Nguyễn (Khảo cứu từ nguồn tư liệu Hán nôm)* [ハノイの地名. 阮朝期 (ハンノム資料からの考究)]. Hà Nội. Nhà xuất bản khoa học xã hội [社会科学出版社].
- 〈未公刊文書史料〉
- 【フランス国立海外領文書館 (Archives nationales d’Outre-mer: ANOM)】
- [インドシナ総督府旧史料群 (: GGI, AF)]
- 6329: Note de service. Primes pour la construction des maisons en briques. Le Gouvernement général de l’Indochine – la Résidence supérieure au Tonkin (1901).
- 16917: Arrêté du Gouverneur général de l’Indochine du 24 novembre 1906 sur le Classement et déclassement de monuments historiques.
- 16949: Rapport. A.s. de l’approbation d’une délibération de la Commission Municipale de Hanoi modifiant les tarifs des marchés. Le Gouvernement général de l’Indochine – la Résidence supérieure au Tonkin (le 26 novembre 1917).
- 16950: Rapport. A.s.d’une délibération de la Commission Municipale de Hanoi relative aux droits de place sur les marchés. Le Résident supérieure au Tonkin au Gouverneur général de l’Indochine (le 23 juin 1917).
- 53797: Du N°59 du 28ème jour du 5ème mois de la 17ème année de Bao Dai (le 11 juillet 1942). Vu pour être annexé à l’arrêté N°805-D bis du 25 août 1942, signé par le Gouverneur Général de l’Indochine, Decoux.
- [トンキン理事長官府新史料群 (: RST, NF)]
- 2670: Plan du réseau d’électrification de Hanoi. La Ville de Hanoi (1924).
- 2830: Note confidentielle N°6501(Hanoi, le 29 juin 1934) : Projet de Chambre de Commerce chinoise au Tonkin. Service de la Sûreté du Tonkin à M.M.le Résident Supérieur au Tonkin, le Directeur des Affaires politiques et de la Sûreté Général.
- 2833: Listes életrales de la Chambre de Commerce en 1938, dressées par Le Tribunal de 1<sup>ère</sup> Instance (de commerce) de Hanoi – Tonkin (以下 T11H-T と記述).

- 2836: Listes électorales de la Chambre de Commerce en 1940, dressées par T11H-T.
- 2838: Listes électorales de la Chambre de Commerce en 1939, dressées par T11H-T.
- 2839: Listes électorales de la Chambre de Commerce 1929, 1930 et 1931, dressées par T11H-T.
- 2841: Listes électorales de la Chambre de Commerce 1934 et 1935, dressées par T11H-T.
- 2893: Listes des commerçants et des sociétés commerciales de Hanoi dispensées de l'inscription obligatoire au registre de commerce. Ville de Hanoi (le 13 novembre 1936).
- 2960: Grèves dans différents secteurs de l'économie à Hanoi (1936-1937).
- 【ハノイ国家第1文書館 (Trung Tâm Lưu Trữ Quốc Gia-I Hà Nội: TTLTQG-I)】
- [ハノイ市史料群 (FMH)]
- D.88-3260: Rapport. État statistiques de la population de la ville de Hanoi de 1890 à 1918.
- D.88-3272: Recensement de la population indigène de la ville de Hanoi (1920-1921).
- D.88-3278: Recensement de la population européenne et indigène protégée française dans la ville de Hanoi (1936).
- E.9-361: Note de service. Extension et aménagement de la ville de Hanoi (1934-1938).
- E.90-31: Note de service. Délimitation des quartiers et attributions des chefs des rues de la ville de Hanoi (1914-1935).
- 〈地図〉
- Atlas Colonial 1915. *Petit plan de la ville d'Hanoi*. Paris: L'Illustration.
- Aubé (Lieutenant Colonel) 1911. *Plan de la ville de Hanoi en mars 1911*. Le service géographique de l'Indochine.
- 1925. *Plan de la ville de Hanoi en novembre 1925*. Le service géographique de l'Indochine.
- Babonneau, L. 1936. *Plan de la ville de Hanoi en 1885*. Le service du cadastre du Tonkin.
- 1936. *Plan de la ville de Hanoi en 1902*. Le service du cadastre du Tonkin.
- Madrolle, Claudius ed. 1932. *Plan de la ville d'Hanoi*. Paris: Hachette.
- Pham Dinh Bach 1916. *Hanoi 1873*, le service géographique de l'Indochine.
- (大阪大学文学研究科研究員, 2013年5月20日受領, 2014年8月16日レフェリーの審査を経て掲載決定)